



広島県報

号外
第62号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

規則

広島県へき地勤務医師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則	(医療対策室)	二
広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則	(障害者支援室)	六
老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	(高齢者支援室)	六
広島県農業技術大学校規則の一部を改正する規則	(技術振興室)	七
建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則の一部を改正する規則	(建設産業室)	一〇
建設工事執行規則の一部を改正する規則	(同上)	一

訓令

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令	(文書法制室)	二
広島県公印規程の一部を改正する訓令	(同上)	四

告示

平成八年広島県告示第二百二十九号(政府調達協定に係る苦情の処理手続)の一部を改正する告示	(財産管理室)	一六
平成十七年広島県告示第五百二十二号(口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報)の一部を改正する告示	(行政情報室)	一六
公の施設の指定管理者の指定(三件)	(障害者支援室)	一七
行政区画の変更に伴う県道路線認定の公示内容の変更	(道路企画室)	一七
広島県営住宅における平成十八年度の住宅ごとの家賃額並びに公営住宅にあつては近傍同種の住宅の家賃額及		

び改良住宅にあつては法定限度額	(住宅室)	一八
公営住宅法施行令第二十条第一項第四号に規定する平成十八年度の数値	(同上)	二一
県営住宅駐車場の基本使用料及び高額所得者使用料	(同上)	二二
県営住宅及び県営住宅駐車場の使用料徴収事務の委託	(同上)	二四
公の施設の指定管理者の指定	(同上)	二四
管理委託港湾施設の使用基準の一部を改正する告示	(港湾管理室)	二四
広島県観音マリーナ使用基準の一部を改正する告示	(同上)	二六
平成十七年広島県告示第千三百号(広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施設)の一部を改正する告示	(同上)	二六

港湾施設及びマリーナ施設の使用料及び入港料の徴収事務の委託	(同上)	二六
包括外部監査契約の締結	(監査委員事務局)	二九
議会事務局告示		

広島県議会事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程	(同上)	二九
-----------------------------	------	----

選挙管理委員会告示		
広島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程	(県法規登載)	二九
広島県選挙管理委員会公印規程の一部を改正する規程		二九
公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程	(同上)	三〇

公布された規則のあらまし

広島県へき地勤務医師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第二十五号)
(医療対策室)

一 改正の要旨

中山間地域等における医療提供体制の確保を目的として、当該地域の医療機関に勤務する医師を育成する修学資金について、名称を変更し、対象者に大学院生を加え、貸付額を引き上げ、返還債務免除範囲を拡大することなどにより活用促進を図るため、必要な改正を行った。

- 二 施行期日
平成十八年四月一日

広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(規則第二十六号)
(障害者支援室)

- 一 改正の要旨

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正に伴い、書類の経由に係る規定の整理を行うとともに、組織改正に伴い、室の名称を変更した。

- 二 施行期日

平成十八年四月一日

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則(規則第二十七号)(高齢者支援室)

- 一 改正の要旨

老人福祉法の一部改正により、老人居宅生活支援事業に小規模多機能型居宅介護事業が加えられたことなどに伴い、必要な改正を行った。

- 二 施行期日

平成十八年四月一日

広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則(規則第二十八号)(技術振興室)

- 一 改正の要旨

広島県立農業技術大学校を将来の意欲ある担い手の確保や、団塊の世代など多様化する就農希望者への確に対応する中核的教育施設に変革するため、教育内容の見直しを行うなど必要な規定の整備を行った。

- 二 施行期日

平成十八年四月一日

建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則の一部を改正する規則(規則第二十九号)(建設産業室)

- 一 改正の要旨

1 指名競争入札における指名業者名等の公表を入札後の公表とすることとした。
2 総合評価入札における公表事項を定める等所要の改正を行った。

- 二 施行期日

平成十八年四月一日。ただし、一1については平成十八年六月一日

- 建設工事執行規則の一部を改正する規則(規則第三十号)(建設産業室)
- 一 改正の要旨

1 低入札価格調査対象者と契約する場合の前払金及び契約不履行時の違約金の取扱いについて、必要な改正を行った。
2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する等の談合行為があった場合の損害金の予定について、必要な改正を行った。
3 政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の改定に伴い、遅延利息及び返還利息の割合について必要な改正を行った。

4 庁舎、公舎(これらに附帯する設備工作物を含む。)に係る修理等の軽易な工事について、建設工事執行規則の適用除外とすることその他の必要な改正を行った。

- 二 施行期日

平成十八年四月一日。ただし、一1及び2については同年六月一日

規 則

広島県へき地勤務医師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二十五号

広島県へき地勤務医師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県へき地勤務医師等修学資金貸付規則(昭和四十九年広島県規則第一百一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則

第一条中「離島、山村」を「中山間地域」に、「又は歯学を履修している」を「に関する学科を専攻する者又は同法による大学院(以下「大学院」という。)において医学に関する研究科を専攻する」に、「将来知事がへき地医療機関」を「知事がへき地医療拠点病院(へき地医療支援のために知事が別に定めるところにより指定する医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五に規定する病院をいう。)(又は中山間地域等の公的医療機関(同法第三十一条に規定する公的医療機関をいう。))」に、「医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条」を「同法第一条の五」に、「へき地医療機関」というを「中山間地域等医療機関」と総称する」に改め、「又は歯科医師(以下「医師等」という。))」を削る。

第二条の見出しを「奨学金借受者の資格」に改め、同条中「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 大学において医学に関する学科を専攻する者又は大学院において医学に関する研究科を専攻する者であること。

第二条第二号中「へき地医療機関」を「中山間地域等医療機関」に、「医師等」を「医師」に改める。

第三条の見出し中「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第一項中「修学資金」を「奨学金」に、「修学生」を「奨学生」に、「卒業する」を「卒業し、又は大学院の課程を修了する」に改め、「当該大学」の下に「又は大学院」を加え、「七万三千円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第三項中「修学資金」を「奨学金」に、「修学生」を「奨学生」に改める。

第四条の見出しを「奨学生の募集及び奨学金の貸付申請」に改め、同条中「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第一号中「大学」の下に「若しくは大学院」を加え、同条第二号中「大学」の下に「又は大学院」を加え、同条に次の二号を加える。

四 大学院に在学する者にあつては、医師の免許証の写し

五 その他知事が必要と認める書類

第四条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
知事は、奨学金の貸付けを行うおとすときは、あらかじめ、奨学金の貸付対象者、第二号の業務に従事する際の診療科等、貸付対象人数、貸付期間、貸付申請の受付期間その他の必要な事項を記載した募集要項を作成して募集するものとする。

第六条の見出し中「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第一項中「第四条」を「第四条第二項」に、「修学資金」を「奨学金」に改め、「大学」の下に「又は大学院」を加え、同条第二項中「修学生」を「奨学生」に改める。

第七条の見出し中「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第一項中「修学生」を「奨学生」に、「修学資金」を「奨学金」に改め、同項第一号中「卒業」の下に「又は修了」を加え、同項第三号中「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第二項中「修学資金」を「奨学金」に、「修学生」を「奨学生」に改める。

第八条の見出し中「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第一項中「修学生」を「奨学生」に改め、「大学」の下に「又は大学院」を加え、「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第二項中「修学生」を「奨学生」に、「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第三項及び第四項中「修学資金」を「奨学金」に、「修学生」を「奨学生」に改め、同条第五項及び第六項中「修学資金」を「奨学金」に改める。

第九条の見出し中「修学資金」を「奨学金」に改め、同条中「修学生」を「奨学生」に、「修学資金」を「奨学金」に改める。

第十条の見出し中「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第一項中「修学資金」を「奨学金」に改め、「大学を卒業した日の属する月の翌月から一年以内に医師等の免許を取得し、かつ、へき地医療機関以外の病院において臨床研修（研修期間が、二年以内のものに限る。以下同じ。）を開始した者については、当該臨床研修終了後一月間」を削り、同条第二項中「修学資金」を「奨学金」に改める。

第十一条の見出し中「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第一項中「修学生」を「奨学生」に、「修学資金」を「奨学金」に改め、同項第一号及び第二号中「へき地医療機関」を「中山間地域等医療機関」に、「医師等」を「医師」に改め、同項第三号中「修学資金」を「奨学金」に、「若しくは」を「又は」に改め、「大学」の下に「又は大学院」を加え、同項第四号中「修学資金」を「奨学金」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 臨床研修（医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいい、研修期間が、二年のものに限る。以下同じ。）を受けているとき。

第十一条第二項中「修学資金」を「奨学金」に改める。

第十二条の見出し中「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第一項中「修学生」を「奨学生」に、「修学資金」を「奨学金」に改め、同項第一号中「医師等の免許を取得し、かつ、へき地医療機関において医師等」を「医師の免許を取得し、かつ、臨床研修を開始し、当該臨床研修の終了後、引き続き中山間地域等医療機関において医師」に改め、「（大学を卒業した日の属する月の翌月から一年以内に医師等の免許を取得し、かつ、へき地医療機関において臨床研修を開始し、当該臨床研修終了後一月以内にへき地医療機関において医師等としての業務に就業した場合を含む。以下同じ。）」を削り、「修学資金」を「奨学金」に改め、「の一・五倍」を削り、「とき」の下に「（臨床研修の期間は、業務に従事した期間に含まない。第二号及び第三項において同じ。）」を加え、同項第二号中「医師等の」を「医師の」に改め、「取得し」の下に「又は大学院の課程を修了し」を加え、「へき地医療機関において医師等」を「引き続き中山間地域等医療機関において医師」に、「その後医師等としての」を「その」に改め、「医師等」を「又は大学院の課程を修了後、医師」に改め、「へき地医療機関以外の病院における」を削り、「は、医師等」を「は、医師」に改め、「以下」を削り、同号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 大学院に入学する前に医師の免許を取得し、かつ、大学院の課程を修了後（大学院に入学する前に臨床研修を終了しなかつた場合は、臨床研修を開始し、当該臨床研修の終了後）、引き続き中山間地域等医療機関において医師としての業務に従事したとき。
第十二条第二項中「修学生」を「奨学生」に、「修学資金」を「奨学金」に改め、同項第

一号中「大学」の下に「又は大学院」を加え、「重度障害により」を「心身の故障のため」に改め、同項第二号中「医師等の」を「医師の」に改め、「取得し」の下に「又は大学院の課程を修了し」を加え、「へき地医療機関において医師等」を「引き続き中山間地域等医療機関において医師」に、「その後医師等としての」を「その」に改め、同条第五項中「修学生」を「奨学生」に、「又は第二項」を「から第三項まで」に、「修学資金」を「奨学金」に改め、「大学」の下に「又は大学院」を加え、同項第一号中「第一項第一号」の下に「若しくは第三号、第二項第二号又は第三項第一号」を加え、「医師等」を「医師」に改め、同項第二号中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、「医師等」を「医師」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項第一号中「又は」の下に「心身の故障のうち」を加え、「修学資金」を「奨学金」に改め、同項第二号中「医師等」を「医師」に改め、「できなくなつたとき」の下に「又は前項第一号又は第二号に該当するとき」を加え、「二三分の二を乗じて得た数値(この数値が未満の場合は一と二)この数値に未満の端数がある場合は、当該端数は切り捨てる。」を「の月数」に、「修学資金」を「奨学金」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 知事は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の返還の債務の一部を免除するものとする。

一 大学を卒業した日の属する月の翌月から一年以内に医師の免許を取得し、かつ、臨床研修を開始し、当該臨床研修の終了後、引き続き中山間地域等医療機関において医師としての業務に就業し、引き続き一年以上その業務に従事し、その後死亡又は心身の故障以外の理由により、その業務に従事しなくなつたとき。

二 大学院に入学する前に医師の免許を取得し、かつ、大学院の課程を修了後(大学院に入学する前に臨床研修を終了しなかつた場合は、臨床研修を開始し、当該臨床研修の終了後)、引き続き中山間地域等医療機関において医師としての業務に就業し、引き続き一年以上その業務に従事し、その後死亡又は心身の故障以外の理由により、その業務に従事しなくなつたとき。

第十三条中「修学生」を「奨学生」に改め、同条各号中「修学資金」を「奨学金」に改める。

第十四条第一項中「修学生」を「奨学生」に、「修学資金」を「奨学金」に改め、同項第二号中「大学を」を「大学又は大学院を」に、「若しくは卒業し」を「卒業し、若しくは修了し」に改め、「又は大学」の下に「若しくは大学院」を加え、同項第三号中「大学」の下に「又は大学院」を加え、同項第五号中「へき地医療機関」を「中山間地域等医療機関」に、「医師等」を「医師」に改め、同項第六号中「医師等」を「医師」に、「へき地医療機関」を「中山間地域等医療機関」に改め、同条第二項中「へき地医療機関」を「中山間地域等医療機関」に、「医師等」を「医師」に、「修学資金の」を「奨学金の」に、「へき地医療機関」を「中山間地域等医療機関」に、「その後医師等としての」を「その」に改め、同条第五項中「第一項第一号」の下に「若しくは第三号、第二項第二号又は第三項第一号」を加え、「医師等」を「医師」に改め、同項第二号中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、「医師等」を「医師」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項第一号中「又は」の下に「心身の故障のうち」を加え、「修学資金」を「奨学金」に改め、同項第二号中「医師等」を「医師」に改め、「できなくなつたとき」の下に「又は前項第一号又は第二号に該当するとき」を加え、「二三分の二を乗じて得た数値(この数値が未満の場合は一と二)この数値に未満の端数がある場合は、当該端数は切り捨てる。」を「の月数」に、「修学資金」を「奨学金」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

療機関」に、「医師等」を「医師」に、「修学生(へき地医療機関以外の病院において臨床研修を行っている者を含む)を「奨学生(臨床研修を行っている者含まない)」に、「修学資金」を「奨学金」に改め、「第十二条第一項第一号」の下に「若しくは第二号又は第三項第一号若しくは第二号」を加え、「就業又は臨床研修」を「業務従事」に改める。

第十五条中「修学生」を「奨学生」に改め、「大学」の下に「又は大学院」を加える。

第十六条及び第十七条中「修学生」を「奨学生」に、「修学資金」を「奨学金」に改める。

別記様式第一号中「へき地勤務医師等修学資金貸付申請書」を「中山間地域等従事医師奨学金貸付申請書」に、「広島県知事 殿」を「広島県知事 様」に、「卒業後、へき地医療機関」を「大学を卒業後又は大学院の課程を修了後、中山間地域等医療機関」に、「医師」を「医師」に、「修学資金の」を「奨学金の」に、「園社医師」を「医師」に、「修学資金の」を「奨学金の」に、「奨学金の」に、「へき地医療機関」を「中山間地域等医療機関」に、「その後医師等としての」を「その」に改め、同条第五項中「第一項第一号」の下に「若しくは第三号、第二項第二号又は第三項第一号」を加え、「医師等」を「医師」に改め、同項第二号中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、「医師等」を「医師」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項第一号中「又は」の下に「心身の故障のうち」を加え、「修学資金」を「奨学金」に改め、同項第二号中「医師等」を「医師」に改め、「できなくなつたとき」の下に「又は前項第一号又は第二号に該当するとき」を加え、「二三分の二を乗じて得た数値(この数値が未満の場合は一と二)この数値に未満の端数がある場合は、当該端数は切り捨てる。」を「の月数」に、「修学資金」を「奨学金」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

所 属 大 学	名 称 在 地	大 学 部	学 科 (回 生)
専 門 課 進 修 学 年 月 日 (予 定)	年 月 日	卒 業 予 定 年 月 日	年 月 日
貸 付 希 望 月 額		貸 付 希 望 期 間	年 月 分 か ら 年 月 分 ま で

を

所 属 大 学	名 称 在 地	大 学 部	学 科 (学 進 修 課 程 (回 生)
専 門 課 進 修 学 年 月 日 (予 定)	年 月 日	卒 業 予 定 年 月 日	年 月 日
貸 付 希 望 月 額		貸 付 希 望 期 間	年 月 分 か ら 年 月 分 ま で
希 望 診 療 料 等			

に改める。

別記様式第二号中「へき地勤務医師等修学資金貸付決定通知書」を「中山間地域等従事医師奨学金貸付決定通知書」に、「殿」を「様」に、「修学資金の」を「奨学金の」に、「奨学金の」を「奨学金の」に、「へき地医療機関」を「中山間地域等医療機関」に、「その後医師等としての」を「その」に改め、同条第五項中「第一項第一号」の下に「若しくは第三号、第二項第二号又は第三項第一号」を加え、「医師等」を「医師」に改め、同項第二号中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、「医師等」を「医師」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項第一号中「又は」の下に「心身の故障のうち」を加え、「修学資金」を「奨学金」に改め、同項第二号中「医師等」を「医師」に改め、「できなくなつたとき」の下に「又は前項第一号又は第二号に該当するとき」を加え、「二三分の二を乗じて得た数値(この数値が未満の場合は一と二)この数値に未満の端数がある場合は、当該端数は切り捨てる。」を「の月数」に、「修学資金」を「奨学金」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

貸 付 総 額	円
------------------	---

を

貸付総額	円
診療科等	

〓〓〓〓〓〓〓〓〓「広島県知事 殿」〓〓「広島県知事 様」〓〓「へき地勤務医師等修学資金」〓〓「中山間地域等従事医師奨学金」〓〓「修学生」〓〓「奨学生」〓〓「広島県へき地勤務医師等修学資金貸付規則」〓〓「広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則」〓〓「修学資金を」〓〓「奨学金を」〓〓〓〓〓〓

〓〓〓〓〓〓〓〓〓「へき地勤務医師等修学資金貸付停止通知書」〓〓
 「中山間地域等従事医師奨学金貸付停止通知書」〓〓「修学資金の」〓〓「奨学金の」〓〓

在籍大学名	大学	学部	科学進学課程
-------	----	----	--------

所属大学等の称	大学 大学院	学部	科学進学課程 科学研究科
---------	-----------	----	-----------------

〓〓〓〓〓〓〓〓〓「へき地勤務医師等修学資金貸付辞退申請書」〓〓「中山間地域等従事医師奨学金貸付辞退申請書」〓〓「広島県知事 殿」〓〓「広島県知事 様」〓〓「修学生」〓〓「奨学生」〓〓「修学資金の」〓〓「奨学金の」〓〓

在籍大学名	大学	学部	科学進学課程
-------	----	----	--------

所属大学等の称	大学 大学院	学部	科学進学課程 科学研究科
---------	-----------	----	-----------------

〓〓〓〓〓〓〓〓〓「へき地勤務医師等修学資金返還猶予申請書」〓〓「中山間地域等従事医師奨学金返還猶予申請書」〓〓「広島県知事 殿」〓〓「広島県知事 様」〓〓「修学生」〓〓「奨学生」〓〓「修学資金の」〓〓「奨学金の」〓〓〓〓〓〓

〓〓〓〓〓〓〓〓〓「へき地勤務医師等修学資金返還免除申請書」〓〓「中山間地域等従事医師奨学金返還免除申請書」〓〓「広島県知事 殿」〓〓「広島県知事 様」〓〓「修学資金の」

「就業しているへき地医療機関」〓〓
 「就業している中山間地域等医療機関」〓〓

卒業後の従業状況等	〓〓〓〓〓〓〓〓〓
卒業後又は修了後の従業状況等(臨床研修の間を除く。)	

〓〓〓〓〓〓〓〓〓「へき地勤務医師等業務従事証明書」〓〓「中山間地域等従事医師業務従事証明書」〓〓「広島県知事 殿」〓〓「広島県知事 様」〓〓「修学生の氏名」〓〓「奨学生の氏名」〓〓「修学生」〓〓「奨学生」〓〓「修学資金の」〓〓「奨学金の」〓〓「広島県へき地勤務医師等修学資金貸付規則」〓〓「広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則」〓〓〓〓〓〓

「医師、歯科医師」〓〓「診療科等の別」〓〓〓〓〓〓

〓〓〓〓〓〓〓〓〓「へき地勤務医師等修学資金借用証書」〓〓「中山間地域等従事医師奨学金借用証書」〓〓「広島県知事 殿」〓〓「広島県知事 様」〓〓「修学生」〓〓「奨学生」〓〓「修学資金の」〓〓「奨学金の」〓〓「広島県へき地勤務医師等修学資金貸付規則」〓〓「広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則」〓〓〓〓〓〓

〓〓〓〓〓〓〓〓〓「へき地勤務医師等修学資金貸付規則」〓〓「広島県知事 殿」〓〓「広島県知事 様」〓〓「修学生」〓〓「奨学生」〓〓「修学資金の」〓〓「奨学金の」〓〓「広島県へき地勤務医師等修学資金貸付規則」〓〓「広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則」〓〓〓〓〓〓

就業(臨床研修実施)先	〓〓	就業先	〓〓	就業(臨床研修)開始年月日	〓〓
-------------	----	-----	----	---------------	----

「就業開始年月日」〓〓「就業(臨床研修)医療機関」〓〓「就業医療機関」〓〓〓〓〓〓

〓〓〓〓〓〓〓〓〓「へき地勤務医師等修学資金貸付規則」〓〓「広島県知事 殿」〓〓「広島県知事 様」〓〓「修学生」〓〓「奨学生」〓〓「広島県へき地勤務医師等修学資金貸付規則」〓〓「広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則」〓〓

所属大学名	大学	学部	科学進学課程
-------	----	----	--------

所属大学等の称	大学 大学院	学部	科学進学課程 科学研究科
---------	-----------	----	-----------------

「〓〓〓〓〓〓〓〓〓の〓〓〓〓〓〓〓〓〓」

広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年四月一日

広島県知事 藤田 雄 山

広島県規則第二十六号

広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年広島県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「三次市に居住地を有する者については、当該市長」を「竹原市、尾道市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、熊野町及び世羅町に居住地を有する者」として、「当該市町の長」とし、別記様式第六号中「福祉保健部福祉総室知的障害者福祉室」を「福祉保健部社会福祉同障害者支援室」と改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤田 雄 山

広島県規則第二十七号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(昭和三十八年広島県規則第九十三号)の一部を次のように改正する。
第六条中「第十五条の二」を「第十五条の二第一項」と改める。

別記様式第一号中

老人デイサービス事業、老人短期入所事業若しくは痴呆対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設又は住居	名 称	
	種 類	
	所 在 地	
	入所・入居定員	名

を

老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、サービス提供の拠点又は住居	名 称	
	種 類	
	所 在 地	
	入所・登録・入居定員	名

を、別記様式第二号中

4を次のように改める。

4 「老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居」欄のうち「種類」欄は老人デイサービス事業及び老人短期入所事業について記入し、「入所・登録・入居定員」欄は老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業について記入すること。

別記様式第二号中

老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業若しくは痴呆対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設又は住居	名 称	
	種 類	
	所 在 地	
	入所・入居定員	名

を

老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業若しくは痴呆対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居	名 称	
	種 類	
	所 在 地	
	入所・登録・入居定員	名

を

5「回養共済」を次のように改める。

6 「老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居」欄のうち「種類」欄は老人デイサービス事業及び老人短期入所事業について記入し、「入所・登録・入居定員」欄は老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業について記入すること。

別記様式第二号中「第15条の2」を「第15条の2第1項」と改める。

別記様式第二号中「老人ホーム設置届認可申請書」を「老人ホーム設置認可申請書」と改

める。

別記様式第二号中「申請します」を「届け出ます」と改める。

別記様式第二号中

入所定員及び居室数	入所定員	名	居室数	室	を
入居定員及び居室数	入居定員	名	居室数	室	を

- 「6 市場調査等による入居者の見込みを記した書類」を
 - 「6 市場調査等による入居者の見込みを記した書類」を
 - 「8 入居一時金、利用料その他の入居者の費用負担の額を記した書類」を
 - 「8 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第5項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額を記した書類」を
- 「」の規則は、公布の日から施行する。

広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二十八号
広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則
広島県立農業技術大学校規則(昭和六十年広島県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「地域事務所、広島県農業改良普及センター」を「農業技術指導所」に改める。
第八条中「その者又は親権者、未成年後見人若しくはこれらの者に準じる者の住所地を管轄する地域事務所」を「同条に次のただし書を加える」。

ただし、最終学校の校長が卒業見込者について作成する調査書その他の書類(以下「調査書」という。)に次の各号に掲げる書類に記載すべき事項が記載されているときは、これらの書類に代えて、調査書を提出することができる。

第八条第一号中「又は卒業見込証明書及び成績証明書」を「若しくは卒業見込証明書又は」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 最終学校の成績証明書
第八条第四号を次のように改める。

四 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める書類
第十一条第一項中「提出しなければならない。」を「提出しなければならない。この場合

において、第八条の出願手続の際に最終学校の卒業見込証明書又は調査書を提出した者は、同校の卒業証明書を併せて提出しなければならない。」に改める。

第二十一条の表中
農村青少年研修
農村経営者研修
を
就農促進研修
専門技術研修
に改める。

- 「第二十三条に次の一項を加える。」
 - 「第二項の実施については、必要な事項は校長が定める。」
 - 「別表第一から別表第五までを次のように改める。」
- 別表第1(第3条関係)

各専攻コース共通の教育科目及びその時間数

科 目	1 年		2 年		合 計		計
	講義 実習	実習	講義 実習	実習	講義 実習	実習	
経済と法律 情報処理 資格取得 特別活動	30 30 15		15 15 15		15 15 30	0 0 0	15 15 30 30
教養科目小計	75	0	45	0	120	0	120
農業総論			15		15	0	15
農業政策論			15		15	0	15
農業概論	30		15		30	0	30
農業経営	15		15		30	0	30
インターネット論	15		30		45	0	45
版権と実践		45		45		90	90
農業簿記	30		45		75	0	75
農業統計と分析			45		45	0	45
環境と農業	15		15		30	0	30
土壌学	15		15		30	0	30
生物と加工	15		15		30	0	30
生産機械と利用	30		15		45	0	45
専門科目小計	165	90	135	45	300	135	435
合 計	240	90	180	45	420	135	555

別表第 2 (第 3 条関係)
野菜コー스의教育科目及びその時間数

科 目	1 年		2 年		合 計	
	講義 演習	実習	講義 演習	実習	講義 演習	実習
植物生理 園芸流通 施設園芸論 土壌分析と施肥設計 生物工学概論 病害虫と雑草 農業簿記演習 農学実験	15 15 15 30 15 15 30 15	0 0 0 0 0 0 0 0	15 15 15 15 15 30 15 15	0 0 0 0 0 0 0 0	15 15 15 45 15 45 45 30	15 15 15 45 15 45 45 30
園芸共通科目小計	150	0	120	0	270	0
野菜栽培論 野菜先端技術論 野菜先進事例研究 農場実習 体験学習 卒業論文	45 15 15 30 30	0 0 0 0 450	45 15 15 30 75	225 0 225 225 225	90 15 30 0 105	0 0 30 630 225 450
野菜専攻科目小計	90	630	180	675	270	1305
合 計	240	630	300	675	540	1305
						1845

別表第 3 (第 3 条関係)
花きコースの教育科目及びその時間数

科 目	1 年		2 年		合 計	
	講義 演習	実習	講義 演習	実習	講義 演習	実習
植物生理 園芸流通 施設園芸論 土壌分析と施肥設計 生物工学概論 病害虫と雑草 農業簿記演習 農学実験	15 15 15 30 15 15 30 15	0 0 0 0 0 0 0 0	15 15 15 15 15 30 15 15	0 0 0 0 0 0 0 0	15 15 15 45 15 45 45 30	15 15 15 45 15 45 45 30
園芸共通科目小計	150	0	120	0	270	0
花き栽培論 園芸装飾 花き先端技術論 花き先進事例研究 農場実習 体験学習 卒業論文	45 45 15 15 360 30	0 45 0 0 585 225	45 15 15 30 75	225 0 225 225 225	90 0 15 30 105	0 45 0 0 585 225 450
花き専攻科目小計	90	630	180	675	270	1305
合 計	240	630	300	675	540	1305
						1845

別表第4（第3条関係）
果樹コースの教育科目及びその時間数

科 目	1 年		2 年		合 計	
	講義 演習	実習	講義 演習	実習	講義 演習	実習
植物生理 管種 園芸流通 施設園芸論 施肥設計 土壤分析と雑草 生物工学概論 病害薄記演習 農業簿記演習 農学実験	15 15 15 30 15 15 15 30 15	0 0 0 0 0 0 0 0 0	15 15 15 15 30 15 15 15 15	0 0 0 0 0 0 0 0 0	15 15 15 15 45 15 45 45 30	15 15 15 15 45 15 45 45 30
園芸共通科目小計	150	0	120	0	270	0
果樹栽培論 果樹先端技術論 果樹先進事例研究 農場実習 卒業論文	45 15 15 30 30	0 0 0 0 450	45 15 15 30 75	0 0 0 0 225	90 15 30 30 105	0 0 0 630 225 450
果樹専攻科目小計	90	630	180	675	270	1305
合 計	240	630	300	675	540	1305
						1845

別表第5（第3条関係）
肉用牛・酪農コースの教育科目及びその時間数

科 目	1 年		2 年		合 計	
	講義 演習	実習	講義 演習	実習	講義 演習	実習
米飼料作物 養割 家畜飼養 家畜繁殖生理 家畜衛生 飼料作物 畜産簿記演習 畜産先進事例研究 畜産飼養実習 畜産機械 畜産機実習 卒業論文	15 15 30 15 30 30 15 15 30 15 30 15	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	15 15 15 105 15 45 15 225 135 15 30 105	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	15 15 45 135 45 15 45 270 135 30 30 300	15 15 45 135 45 15 45 270 135 30 30 300
合 計	240	630	300	675	540	1305
						1845

原 則 課 程 課 目 表 の も の に つ づ け て

(別記) 様式第 1 号 (第 8 条関係)

入学願書

年 月 日

広島県立農業技術大学校長 様
入学希望者氏名 印

写真
縦4センチメートル、横3センチメートルのものとし、全体をのり付けすること。

私は、貴校へ入学したいので、関係書類を添えて提出します。

志望課程 専攻コース	第1志望 科 () 課程 () コース		性別 男・女
	第2志望 科 () 課程 () コース		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	年 月 日	性 別
住 所	〒 電話番号 ()		
親権者、未成年後見人又はこれらの者に準じる者の氏名	続 柄		
最終学歴	学校名・専攻科	卒業・卒業見込 修了・修了見込	
	年 月	年 月 日	

- 注
- 1 記入は、青か黒のインクで書き、数字は、算用数字を用いること。
 - 2 性別欄は、該当するものを で囲むこと。
 - 3 志望課程・専攻コースは必ず第2志望まで記入すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第七号中「履修学科 科」を「履修学科 課程」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現在在学する学生でこの規則の施行の前日に入学したものに對して開設する教育科目及びその時間数については、この規則による改正後の広島県立農業技術大学規則別表第一から別表第五までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二十九号

建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則の一部を改正する規則

建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則(平成十三年広島県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「法」といふ。」及び「以下「政令」といふ。」を削る。

第三条第二項を削り、同条第三項第三号及び第四号を次のように改める。

三 公募型指名競争入札(指名競争入札のうち、工事概要等を公告し、入札参加希望者の中から指名を行う入札方式をいう。以下同じ。)を行った場合における指名されなかつた入札参加希望者の商号又は名称及びその者を指名しなかつた理由

四 指名競争入札(公募型指名競争入札を含む。)を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由

第三条第三項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 自治令第六百六十七条の十の二第一項若しくは第二項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」といふ。)又は自治令第六百六十七条の十三において準用する自治令第六百六十七条の十の二第一項若しくは第二項の規定により落札者を決定する指名競争入札(公募型指名競争入札を含む。以下「総合評価指名競争入札」といふ。)を行った場合における次に掲げる事項

ア 当該総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札を行った理由

イ 自治令第六百六十七条の十の二第三項(自治令第六百六十七条の十三において準用する場合を含む。)に規定する落札者決定基準

ウ 自治令第六十七條の十の二第一項(自治令第六十七條の十三において準用する場合を含む。)の規定により価格その他の条件が県にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

工 自治令第六十七條の十の二第二項(自治令第六十七條の十三において準用する場合を含む。)の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が県にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

第三条第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。
附則第二項中「第三条第三項第九号」を「第三条第二項第九号」に改める。

別表建設工事入札契約情報広島閲覧所(建設局を除く。)の項、建設工事入札契約情報広島閲覧所(建設局)の項及び建設工事入札契約情報廿日市閲覧所の項中「第五項まで」を「第四項まで」に改め、同表建設工事入札契約情報呉閲覧所の項中「第五項まで」を「第四項まで」に改め、「(同事務所建設局大柿支局において作成したものを除く。)」を削り、同表建設工事入札契約情報大柿閲覧所の項を削り、同表建設工事入札契約情報芸北閲覧所(建設局を除く。)の項中「第五項まで」を「第四項まで」に改め、「及び同事務所建設局吉田支局」を削り、同表建設工事入札契約情報芸北閲覧所(建設局)の項中「第五項まで」を「第四項まで」に改め、「(同事務所建設局吉田支局において作成したものを除く。)」を削り、同表建設工事入札契約情報吉田閲覧所の項を削り、同表建設工事入札契約情報東広島閲覧所の項、建設工事入札契約情報竹原閲覧所の項、建設工事入札契約情報尾三閲覧所(建設局を除く。)の項、建設工事入札契約情報尾三閲覧所(建設局)の項及び建設工事入札契約情報福山閲覧所の項中「第五項まで」を「第四項まで」に改め、同表建設工事入札契約情報備北閲覧所の項中「第五項まで」を「第四項まで」に改め、「並びに同事務所建設局上下支局」を削り、同表建設工事入札契約情報庄原閲覧所の項中「第五項まで」を「第四項まで」に改め、同表建設工事入札契約情報高田地方農村整備事業所閲覧所の項を削り、同表建設工事入札契約情報広島中部台地総合開発事業所閲覧所の項中「広島県広島中部台地総合開発事業所」を「広島県尾三地域事務所農林局広島中部台地総合開発事業所」に改め、同表建設工事入札契約情報広島港湾振興局閲覧所の項、建設工事入札契約情報広島西飛行場事務所閲覧所の項及び建設工事入札契約情報広島警察本部閲覧所の項中「第五項まで」を「第四項まで」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第三条第二項を削る改正規定、第三条第三項第三号及び第四号の改正規定、第三条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする改正規定、附則第二項の改正規定、別表建設工事入札契約情報

広島閲覧所(建設局を除く。)の項、建設工事入札契約情報広島閲覧所(建設局)の項及び建設工事入札契約情報廿日市閲覧所の項の改正規定、別表建設工事入札契約情報呉閲覧所の項の改正規定(「第五項まで」を「第四項まで」に改める部分に限る。)、別表建設工事入札契約情報芸北閲覧所(建設局を除く。)の項の改正規定(「第五項まで」を「第四項まで」に改める部分に限る。)、別表建設工事入札契約情報芸北閲覧所(建設局)の項の改正規定(「第五項まで」を「第四項まで」に改める部分に限る。)、別表建設工事入札契約情報東広島閲覧所の項、建設工事入札契約情報竹原閲覧所の項、建設工事入札契約情報尾三閲覧所(建設局を除く。)の項、建設工事入札契約情報尾三閲覧所(建設局)の項及び建設工事入札契約情報福山閲覧所の項の改正規定、別表建設工事入札契約情報備北閲覧所の項の改正規定(「第五項まで」を「第四項まで」に改める部分に限る。)、別表建設工事入札契約情報広島中部台地総合開発事業所の項の改正規定(「第五項まで」を「第四項まで」に改める部分に限る。)、別表建設工事入札契約情報広島港湾振興局閲覧所の項、建設工事入札契約情報広島西飛行場事務所閲覧所の項及び建設工事入札契約情報広島警察本部閲覧所の項の改正規定並びに別表備考二の改正規定は、平成十八年六月一日から施行する。

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤田 雄山

広島県規則第三十号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則(平成八年広島県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十二条」を「第六十三条」に改める。

第七条の二第一項中「次項において」を「以下」に改め、第二項中「十分の八・五から三分の二まで」を「三分の二以上百分の八十五以下」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 知事は、一般競争入札及び指名競争入札により工事請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令第六十七條の十の二第二項(同令第六十七條の十三において準用する場合を含む。)に規定する当該契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認めるときは、その者のための調査基準価格を定めることができる。

第十条第二項中「保険金額」の下に「本項及び」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、請負人が一般競争入札又は指名競争入札において調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、保証の額は請負代金額の十分の三以上としなければならない

い。
 第十条第四項中「十分の一」の下に「第二項ただし書の規定の適用がある場合にあつては、十分の三」を加える。
 第四十四条第九項中「三・六パーセント」を「三・四パーセント」に改める。
 第四十四条第十項の次に次の一項を加える。

11 請負人が一般競争入札又は指名競争入札において調査基準価格を下回る価格で申込みをした者のうち知事が必要と認めたる者であるときの第一項、第五項、第六項及び第七項の規定の適用については、第一項中「十分の四以内」とあるのは「十分の二以内」と、第五項中「十分の四（第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六）」とあるのは「十分の二（第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の四）」と、第六項中「十分の五（第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六）」とあるのは「十分の三（第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の四）」と、第七項中「十分の五（第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六）」とあるのは「十分の三（第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の四）」とする。

第五十二条第二項及び第三項中「三・六パーセント」を「三・四パーセント」に改める。
 第五十四条第二項中「十分の一」の下に「請負人が一般競争入札又は指名競争入札において調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、十分の三」を加える。
 第五十四条の二第二項を次のとおり改める。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。この場合において、同条第二項中「請負代金額の十分の一（請負人が一般競争入札又は指名競争入札において調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、十分の三）」とあるのは、「請負代金額の十分の一」と読み替えるものとする。

第五十四条の三第二項中「第五十四条第二項及び第三項」を「前条第二項」に改める。
 第五十七条第三項中「三・六パーセント」を「三・四パーセント」に改める。
 第五十七条の二第一項中「十分の一」を「百分の十五」に改める。
 第六十二条を第六十三条とし、同条の前に次の一条を加える。

(適用除外)
 第六十二条 庁舎、公舎その他の建物（これらに附帯する設備及び工作物を含む。）に係る修理、補修、模様替えその他の軽易な工事のうち、次のすべての要件を満たすものについては、この規則を適用しない。

- 一 工事一件の請負対象設計金額が百万円未満であること。
- 二 支出予算科目が需用費（修繕料）で執行するものであること。
- 三 設計及び工事監理について特別の資格及び技術を必要とするものでないこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年六月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七条の二の改正規定、第十条の改正規定、第四十四条第九項の改正規定、第五十二条の改正規定、第五十七条の改正規定、第六十二条を第六十三条とし、同条の前に一条を加える改正規定、附則第二項及び附則第三項の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(広島県契約規則の一部改正)

2 広島県契約規則（昭和三十九年広島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。
 第二条第三項第一号中「建設工事」の下に「建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）が適用されるものに限る。」を加える。
 (経過措置)

3 この規則の施行の際現に入札又は随意契約の執行手続が完了している建設工事の執行方法については、なお従前の例による。

訓

令

広島県訓令第六号

本 地 方 機 関
 広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令
 平成十八年四月一日
 藤 田 雄 山

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令

第二条第一号中「総務企画部管理総室文書法制室」を「総務部総務管理局文書法制室」に改める。

第七条中「広島県個人情報保護条例（平成七年広島県条例第二号）」を「広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）」に改める。

第十条第四項中「総務企画部管理総室長」を「総務部総務管理局長」に改める。
 第十五条第二項中「主務総室長等」を「主務局長等」に、「総務企画部長」を「総務部長」に改める。
 第二十三条第一項第一号中「同一総室内」を「同一局内」に、「他の総室」を「他の局」

に、「主務総室長」を「主務局長」に、「総室長専決」を「局長専決」に改める。
 第二十四条第一項中「総室長専決」を「局長専決」に、「主務総室長」を「主務局長」に改める。
 別表第二を次のように改める。

別表第2(第26条関係)

部 等	室	文 書 記 号
出納長室	出納総務室 審査指導室	総指 審用度
総務部	総務室 法制室 文書室 人事室 行政管理局 福利室 健康推進室 職員健康推進室 財政管理室 財産管理室 管轄室 財務課室 税務課室 入子△管理室 情報政策室 秘書室 国際情報室 広報情報室	総法 文事 行得 職推 財管 財政 管轄 務課 税務 情報 秘書 国際 広報
政策企画部	企画調整局推進室 企画開発推進室	企調 研開
地域振興部	地域振興総務室 交通対策室 統計管理室 統計調査室 市町村行政推進室 権限移譲推進室 地域つくり推進室 交流促進室	地交 統調 統統 統統 統統 統統 統統
県民生活部	県民生活総務室 文化・県民協働室 消費生活室 男女共同参画室 青少年・安全管理室 大学振興室 私立大学安全管理室 危険保安 通信管理室 子どもエクスプローラー 青少年対策室 青少年利用対策室 交通安全	県文 文消 生消 生共 安共 企安 大私 私危 大保 通子 通子 対利 対利 対利 対利

環境部	環境政策室 環境調整室 自然環境保 循環型社会 推進室 地球環境 対策室	環境政策室 環境調整室 自然環境保 循環型社会 推進室 地球環境 対策室
福祉保健部	福祉保健 健康増進・ 介護推進 こども家庭 医療対策室 保健対策室 生活衛生室 食糧衛生室 被爆者・毒 害対策室 業務室 社会福祉室 障害者支援 高齢者支援 介護保険指 導室 県立病院	福祉保健 健康増進・ 介護推進 こども家庭 医療対策室 保健対策室 生活衛生室 食糧衛生室 被爆者・毒 害対策室 業務室 社会福祉室 障害者支援 高齢者支援 介護保険指 導室 県立病院
商工労働部	商工労働 商工全融 経計支援 労働福祉 労働力開 職業能力 産業技術 新産業地 立地・物 産流通推 国際ビジ 観光振興	商工労働 商工全融 経計支援 労働福祉 労働力開 職業能力 産業技術 新産業地 立地・物 産流通推 国際ビジ 観光振興
農林水産部	農林水産 農業活性化 団体化推 技術振興 食品流通 畜産振興 水産振興 漁業調整 漁港整備 農地改良 農業者	農林水産 農業活性化 団体化推 技術振興 食品流通 畜産振興 水産振興 漁業調整 漁港整備 農地改良 農業者

土木部	土木建設 建設用地 技術企画 技術指導 道路企画 道路整備 道路保全 道路河川 河川企画 夕川室 夕川防 砂防室	土木建設 建設用地 技術企画 技術指導 道路企画 道路整備 道路保全 道路河川 河川企画 夕川室 夕川防 砂防室
都市部	都市企画 都市整備 都市水道 下水道指 導室	都市企画 都市整備 都市水道 下水道指 導室
空港港湾部	空港振興 空港管理 港湾企画 港湾整備 備室	空港振興 空港管理 港湾企画 港湾整備 備室

総務部長 〇〇〇〇 局長 〇〇〇〇
 総務企画部管理総室文書法制室長
 総務部総務管理局文書法制室長
 総務企画部管理総室文書法制室長 〇〇〇〇 局長 〇〇〇〇
 総務部総務管理局文書法制室長 〇〇〇〇 局長 〇〇〇〇
 〇〇〇〇 局長 〇〇〇〇
 〇〇〇〇 局長 〇〇〇〇

〇〇〇〇令第〇〇号

本 方 機 関

広報県報印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成十八年四月一日

告示

「広島県広島港湾振興局長
」
「広島県広島港湾振興局長
」
「広島県農業改良普及センター
一所長
」
「広島県西部農業技術指導所
長
」
「広島県東部農業技術指導所
長
」
「広島県北部農業技術指導所
長
」
「広島県消防学校出納員
」
「広島県西部農業技術指導所
出納員
」
「広島県消防学校出納員
」
「広島県西部農業技術指導所
出納員
」
「広島県広島西飛行場事務所
出納員
」

「広島県港湾振興局長
」
「広島地域事務所建設局
大楠維持管理分室
」
「広島港湾振興局」
「農業改良普及センター」
「西部農業技術指導所
」
「東部農業技術指導所
」に改め、同表の14を
「北部農業技術指導所
」
「消防学校
」
「広島西飛行場事務所」
「消防学校
」を
「広島西飛行場事務所」
に改め、同表の15を

同表の13と、同表の16を同表の14と、同表の17を
「土木建築部都市同建築
総室建築指導室」を「都市部都市事業同建築
」に改め、同表の17を同表の15とする。
「総務企画部管理総室文書法制室長 様」を「総務
部総務管理文書法制室長 様」に改める。
附則
この訓令は、公布の日から施行する。

広島県告示第三百九十八号
平成八年広島県告示第百二十九号(政府調達協定に係る苦情の処理手続)の一部を次のよ
うに改正する。
平成十八年四月一日

広島県知事 藤田雄山

第九号の1中「自治大臣」を「総務大臣」に、「平成十二年一月二十五日自治省告示第十
一号」を、「平成十八年一月二十三日総務省告示第四十号」に改める。

「政府調達苦情処理についての問い合わせ先及び苦情の受付先
」

広島県政府調達苦情検討委員会事務局(総務部管財課)

〒七三〇・八五二 広島市中区基町一〇・五二

電話(〇八二)二二八・二二六九(直通)

FAX(〇八二)五〇二・〇六五二

「十 政府調達苦情処理についての問い合わせ先及び苦情の受付先
」

広島県政府調達苦情検討委員会事務局(総務部財務局財産管理室)

〒七三〇・八五二 広島市中区基町一〇・五二

電話(〇八二)二二八・二二六九(直通)

FAX(〇八二)二二四・一一三五

に改める。

広島県告示第三百九十九号

平成十七年広島県告示第五百二十二号(口頭による開示請求を行うことができる保有個人
情報)の一部を次のように改正する。
平成十八年四月一日

広島県知事 藤田雄山

表中

県立広島大学推 薦入学試験	小論文の得点、面接の成績(得 点又は段階評価)、書類審査の 得点(合否判定に利用した学科 に限る。)及びこれらの得点を 合計した得点(面接の成績が得 点化されている学科に限る。) 並びに募集区分における個人成 績の順位
------------------	--

を

県立広島大学特別選抜入学試験	小論文又は現代日本語の得点、面接の成績(得点又は段階評価)、書類審査の得点(合否判定に利用した学科に限る。)及びこれらの得点を合計した得点(面接の成績が得点化されている学科に限る。)並びに推薦入学試験の各募集区分における個人成績の順位
----------------	---

看護専門学校入学試験	同
歯科技工士試験	同

看護専門学校入学試験	科目別得点、面接の成績(段階評価)
歯科技工士試験	科目別得点、総合得点

める。

広島県告示第四百号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号)第三条の規定によって、広島県立身体障害者リハビリテーションセンターの管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤田雄山

- 一 指定を受けた者
 - 1 名称及び代表者の氏名
社会福祉法人 広島県福祉事業団 理事長 新木 一弘
 - 2 主たる事務所の所在地
東広島市八本松町米満一九八番一
- 二 指定した年月日
平成十八年三月三十日
- 三 管理の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

に、
を
に、
に、「技術総務室」を「技術企画室」に改

広島県告示第四百一号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号)第三条の規定によって、広島県立福山若草園の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤田雄山

- 一 指定を受けた者
 - 1 名称及び代表者の氏名
社会福祉法人 広島県福祉事業団 理事長 新木 一弘
 - 2 主たる事務所の所在地
東広島市八本松町米満一九八番一
- 二 指定した年月日
平成十八年三月三十日
- 三 管理の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

広島県告示第四百二号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号)第三条の規定によって、広島県立心身障害者コロニーの管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤田雄山

- 一 指定を受けた者
 - 1 名称及び代表者の氏名
社会福祉法人 広島県福祉事業団 理事長 新木 一弘
 - 2 主たる事務所の所在地
東広島市八本松町米満一九八番一
- 二 指定した年月日
平成十八年三月三十日
- 三 管理の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

広島県告示第四百三号

行政区画の変更に伴い、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第九条第一項の規定によ

る県道路線の認定の公示内容に変更を生じたので、次の告示中の字句を表のとおり変更する。
平成十八年四月一日

一 昭和四十年広島県告示第二百五十九号

広島県知事 藤 田 雄 山

整理番号	新旧別	路線名	起 点	終 点
六	新	吉田瑞穂線	高田郡吉田町	高田郡美土里町界
	旧	吉田邑南線		
		安芸高田市吉田町		安芸高田市美土里町界

二 平成六年広島県告示第四百六号

整理番号	新旧別	路線名	終 点	備 考
一一〇	新	横田高野線	比婆郡高野町	起点島根県仁多郡横田町(県内起点比婆郡高野町島根県界)
	旧	奥出雲高野線		
		庄原市高野町		起点島根県仁多郡奥出雲町(県内起点庄原市高野町島根県界)

三 平成八年広島県告示第四百六十九号

整理番号	新旧別	路線名	終 点	重要な経過地	備 考
一〇九	新	瑞穂高宮線	高田郡高宮町	高田郡美土里町	起点島根県邑智郡瑞穂町(県内起点高田郡美土里町島根県界)
	旧	邑南高宮線			
		安芸高田市高宮町		安芸高田市美土里町	起点島根県邑智郡邑南町(県内起点安芸高田市美土里町島根県界)

広島県告示第四百四号

広島県営住宅における平成十八年度の住宅ごとの家賃額並びに公営住宅にあつては近傍同種の住宅の家賃額及び改良住宅にあつては法定限度額を、次のとおり定めた。

なお、住宅ごとの収入区分別の詳細な家賃額並びに住戸ごとの近傍同種の住宅の家賃額及び法定限度額は省略し、その関係図書を広島県都市部都市事業局住宅室並びに広島県広島地域事務所建設局廿日市支局、同呉地域事務所建設局、同東広島地域事務所建設局、同尾三地域事務所建設局、同福山地域事務所建設局及び同備北地域事務所建設局において縦覧に供する。

平成十八年四月一日

一 公営住宅

広島県知事 藤 田 雄 山

住宅の名称	位 置	家 賃 額	近傍同種の住宅の家賃額(最高額)
県営舟入住宅	広島市中区舟入南三丁目	一四、〇〇〇円から三三、八〇〇円まで	三三、八〇〇円
県営吉島住宅	広島市中区吉島新町二丁目	八、一〇〇円から六五、二〇〇円まで	六五、二〇〇円
県営吉島東住宅	広島市中区吉島東一丁目	二二、一〇〇円から五七、三〇〇円まで	五七、三〇〇円
県営基町住宅	広島市中区基町	九、二〇〇円から二六、一〇〇円まで	二六、一〇〇円
県営長寿園北高層住宅	広島市中区白鳥北町	一、七〇〇円から三七、九〇〇円まで	三七、九〇〇円
県営新山住宅	広島市東区牛田新町三丁目	二、六〇〇円から八〇、五〇〇円まで	八〇、五〇〇円
県営牛田住宅	広島市東区牛田新町二丁目	一、三〇〇円から二八、六〇〇円まで	二八、六〇〇円
県営牛田高層住宅	広島市東区牛田新町二丁目	二四、二〇〇円から九二、〇〇〇円まで	九二、〇〇〇円
県営平林住宅	広島市東区上温品四丁目	二二、六〇〇円から七四、八〇〇円まで	七四、八〇〇円
県営宇品住宅	広島市南区宇品東一丁目	一一、一〇〇円から三八、七〇〇円まで	三八、七〇〇円
県営鯉港住宅	広島市南区宇品西二丁目	一一、三〇〇円から三四、一〇〇円まで	三四、一〇〇円
県営比治山住宅	広島市南区比治山本町	二二、二〇〇円から五八、八〇〇円まで	五八、八〇〇円
県営東観音住宅	広島市西区観音町	二〇、八〇〇円から一〇二、八〇〇円まで	一〇二、八〇〇円
県営西観音住宅	広島市西区西観音町	二二、〇〇〇円から五一、八〇〇円まで	五一、八〇〇円
県営福島住宅	広島市西区福島町二丁目	一〇、二〇〇円から八三、一〇〇円まで	八三、一〇〇円
県営青原住宅	広島市安佐南区祇園五丁目	一七、五〇〇円から七三、三〇〇円まで	七三、三〇〇円
県営西山本住宅	広島市安佐南区山本四丁目	一九、四〇〇円から六九、三〇〇円まで	六九、三〇〇円
県営下大町住宅	広島市安佐南区大町西二丁目	九、一〇〇円から四一、七〇〇円まで	四一、七〇〇円

県営上安住宅	広島市安佐南区 上安二丁目	二二、六〇〇円から二一七、一〇〇円まで	一一七、一〇〇円
県営第二上安住宅	広島市安佐南区 上安二丁目	二五、〇〇〇円から六一、九〇〇円まで	六一、九〇〇円
県営安佐住宅	広島市安佐南区 上安五丁目	一四、四〇〇円から五四、一〇〇円まで	五四、一〇〇円
県営緑丘住宅	広島市安佐南区 八木三丁目	一八、二〇〇円から六七、四〇〇円まで	六七、四〇〇円
県営梅林住宅	広島市安佐南区 八木四丁目	二二、五〇〇円から六〇、九〇〇円まで	六〇、九〇〇円
県営城山住宅	広島市安佐南区 八木五丁目	二二、七〇〇円から六九、三〇〇円まで	六九、三〇〇円
県営別所住宅	広島市安佐南区 八木六丁目	一四、二〇〇円から三四、九〇〇円まで	三四、九〇〇円
県営東山住宅	広島市安佐北区 可部東一丁目	八、二〇〇円から四三、五〇〇円まで	四三、五〇〇円
県営虹山住宅	広島市安佐北区 亀山南四丁目	二一、八〇〇円から六九、一〇〇円まで	六九、一〇〇円
県営高陽住宅	広島市安佐北区 落合三丁目、 同落合四丁目、 同真亀二丁目、 同真亀三丁目、 同真亀四丁目、 同真亀五丁目、 同真亀六丁目、 同亀崎二丁目、 同亀崎三丁目	一四、七〇〇円から四九、四〇〇円まで	四九、四〇〇円
県営あさひが丘住宅	広島市安佐北区 あさひが丘五丁目	一六、〇〇〇円から三七、八〇〇円まで	三七、八〇〇円
県営東海田住宅	安芸郡海田町	一八、四〇〇円から五三、〇〇〇円まで	五三、〇〇〇円
県営海田住宅	安芸郡海田町	七、三〇〇円から四七、七〇〇円まで	四七、七〇〇円
県営熊野住宅	安芸郡熊野町	七、二〇〇円から一一九、六〇〇円まで	一一九、六〇〇円
県営西熊野住宅	安芸郡熊野町	八、七〇〇円から二〇、六〇〇円まで	二〇、六〇〇円
県営坂住住宅	安芸郡坂町	一九、六〇〇円から六五、七〇〇円まで	六五、七〇〇円
県営平成ヶ浜住宅	安芸郡坂町	二〇、五〇〇円から六四、五〇〇円まで	六四、五〇〇円

県営一河住宅	呉市西中央四丁目	一七、六〇〇円から四九、五〇〇円まで	四九、五〇〇円
県営登町住宅	呉市和庄登町	六、二〇〇円から四五、五〇〇円まで	四五、五〇〇円
県営寺迫住宅	呉市和庄一丁目	六、六〇〇円から二一、七〇〇円まで	二一、七〇〇円
県営警固屋住宅	呉市警固屋八丁目	六、三〇〇円から一九、五〇〇円まで	一九、五〇〇円
県営阿賀住宅	呉市阿賀南六丁目	一七、八〇〇円から八三、九〇〇円まで	八三、九〇〇円
県営豊栄住宅	呉市阿賀南一丁目	一五、五〇〇円から二五、八〇〇円まで	二五、八〇〇円
県営鍋山住宅	呉市警固屋一丁目	一八、三〇〇円から六八、〇〇〇円まで	六八、〇〇〇円
県営此原住宅	呉市焼山此原町	二二、四〇〇円から七九、五〇〇円まで	七九、五〇〇円
県営昭和住宅	呉市焼山政敷三丁目	一〇、二〇〇円から三六、六〇〇円まで	三六、六〇〇円
県営宮ヶ迫住宅	呉市焼山宮ヶ迫二丁目	九、五〇〇円から一九、四〇〇円まで	二九、四〇〇円
県営第三焼山住宅	呉市焼山東一丁目	一〇、六〇〇円から二二、二〇〇円まで	二二、二〇〇円
県営広住住宅	呉市広本町二丁目	二〇、九〇〇円から六四、二〇〇円まで	六四、二〇〇円
県営小坪住宅	呉市広小坪一丁目、同広小坪二丁目	一一、八〇〇円から四一、一〇〇円まで	四一、一〇〇円
県営長浜住宅	呉市長浜三丁目	二〇、一〇〇円から六六、三〇〇円まで	六六、三〇〇円
県営宮原住宅	竹原市下野町	五、二〇〇円から三二、五〇〇円まで	三二、五〇〇円
県営成井住宅	竹原市下野町	一、七〇〇円から一〇、三〇〇円まで	一〇、三〇〇円
県営丸子山住宅	竹原市竹原町	一五、八〇〇円から八七、八〇〇円まで	八七、八〇〇円
県営第一丸子山住宅	竹原市竹原町	一四、一〇〇円から四三、九〇〇円まで	四三、九〇〇円
県営田の浦住宅	竹原市本町二丁目	一五、八〇〇円から一九、二〇〇円まで	一九、二〇〇円
県営玉の井住宅	廿日市市六本松一丁目	一七、〇〇〇円から二五、四〇〇円まで	二五、四〇〇円
県営廿日市住宅	廿日市市阿品台東、同阿品台西	一七、二〇〇円から五八、二〇〇円まで	五八、二〇〇円

県営三美園住宅	尾道市美ノ郷町	八、一〇〇円から一九、二〇〇円まで	一九、二〇〇円
県営久保住宅	尾道市防地町	七、四〇〇円から一七、三〇〇円まで	一七、三〇〇円
県営栗原住宅	尾道市栗原町	一四、四〇〇円から六七、三〇〇円まで	六七、三〇〇円
県営吉和手崎住宅	尾道市手崎町	五、九〇〇円から二〇、二〇〇円まで	二〇、二〇〇円
県営古浜住宅	尾道市古浜町	一五、二〇〇円から四六、一〇〇円まで	四六、一〇〇円
県営のぞみが浜住宅	尾道市古浜町	七、八〇〇円から五五、五〇〇円まで	五五、五〇〇円
県営皆実住宅	三原市皆実五丁目	一八、四〇〇円から七〇、〇〇〇円まで	七〇、〇〇〇円
県営田一住宅	三原市田一町五丁目	一七、六〇〇円から四七、八〇〇円まで	四七、八〇〇円
県営宗郷住宅	三原市宗郷四丁目	一四、一〇〇円から四五、六〇〇円まで	四五、六〇〇円
県営須波住宅	三原市須波西町	一三、二〇〇円から三〇、九〇〇円まで	三〇、九〇〇円
県営明神住宅	三原市明神三丁目	一、六〇〇円から二六、三〇〇円まで	二六、三〇〇円
県営七宝住宅	三原市沼田東町	一八、四〇〇円から八三、四〇〇円まで	八三、四〇〇円
県営倉之内住宅	三原市中之町三丁目	八、〇〇〇円から五四、九〇〇円まで	五四、九〇〇円
県営中之町住宅	三原市中之町二丁目	一七、六〇〇円から五四、九〇〇円まで	五四、九〇〇円
県営東町住宅	三原市東町三丁目	一一、三〇〇円から三一、六〇〇円まで	三一、六〇〇円
県営西高屋住宅	東広島市高屋高美が丘九丁目	二二、四〇〇円から八六、七〇〇円まで	八六、七〇〇円
県営平岩住宅	東広島市西条町	一六、二〇〇円から八三、九〇〇円まで	八三、九〇〇円
県営御園宇住宅	東広島市西条町北町	一一、六〇〇円から二五、二〇〇円まで	二五、二〇〇円
県営東栄住宅	大竹市東栄一丁目	一五、九〇〇円から三九、九〇〇円まで	三九、九〇〇円
県営北栄住宅	大竹市北栄	一五、七〇〇円から三五、七〇〇円まで	三五、七〇〇円
県営諏訪住宅	東広島市西条東北町	一六、七〇〇円から六八、九〇〇円まで	六八、九〇〇円
県営大竹住宅	大竹市玖波一丁目	一三、七〇〇円から三四、六〇〇円まで	三四、六〇〇円
県営地御前住宅	廿日市市地御前一丁目	一五、四〇〇円から六一、五〇〇円まで	六一、五〇〇円

県営新高山住宅	尾道市新高山二丁目 同新高山三丁目	一一、二〇〇円から四〇、二〇〇円まで	四〇、二〇〇円
県営向東住宅	尾道市向東町	一〇、九〇〇円から三六、〇〇〇円まで	三六、〇〇〇円
県営肥浜住宅	尾道市向東町	一七、六〇〇円から六七、六〇〇円まで	六七、六〇〇円
県営高須住宅	尾道市高須町	一五、八〇〇円から七四、八〇〇円まで	七四、八〇〇円
県営土生住宅	尾道市因島土生町	一六、〇〇〇円から七二、八〇〇円まで	七二、八〇〇円
県営小田浦住宅	尾道市因島重井町	一七、八〇〇円から九一、六〇〇円まで	九一、六〇〇円
県営室屋住宅	尾道市因島中庄町	一八、〇〇〇円から九〇、九〇〇円まで	九〇、九〇〇円
県営城東住宅	福山市本町	一七、二〇〇円から三三、四〇〇円まで	三三、四〇〇円
県営港町住宅	福山市港町二丁目	一七、三〇〇円から九五、一〇〇円まで	九五、一〇〇円
県営泉住宅	福山市山手町六丁目	九、一〇〇円から一八、〇〇〇円まで	一八、〇〇〇円
県営南泉住宅	福山市山手町五丁目	九、六〇〇円から九〇、二〇〇円まで	九〇、二〇〇円
県営吉津住宅	福山市北吉津町三丁目	八、三〇〇円から一七、七〇〇円まで	一七、七〇〇円
県営北美台住宅	福山市北美台	八、六〇〇円から一七、四〇〇円まで	一七、四〇〇円
県営向ヶ丘住宅	福山市水呑向丘	八、八〇〇円から七九、八〇〇円まで	七九、八〇〇円
県営高屋住宅	福山市引野町北四丁目	一四、三〇〇円から八七、五〇〇円まで	八七、五〇〇円
県営引野住宅	福山市引野町南一丁目	一〇、〇〇〇円から六六、四〇〇円まで	六六、四〇〇円
県営日吉台住宅	福山市日吉台二丁目	一四、〇〇〇円から六一、一〇〇円まで	六一、一〇〇円
県営城興ヶ丘住宅	福山市城興ヶ丘	一三、七〇〇円から二八、四〇〇円まで	二八、四〇〇円
県営蔵王住宅	福山市南蔵王町六丁目	一六、四〇〇円から三九、五〇〇円まで	三九、五〇〇円
県営駅家住宅	福山市駅家町	一七、八〇〇円から五〇、三〇〇円まで	五〇、三〇〇円
県営神村住宅	福山市神村町	一八、三〇〇円から四九、四〇〇円まで	四九、四〇〇円
県営南松永住宅	福山市南松永町一丁目	二二、八〇〇円から八〇、五〇〇円まで	八〇、五〇〇円
県営府中住宅	府中市土生町	一一、一〇〇円から三一、二〇〇円まで	三一、二〇〇円

県営高木住宅	府中市高木町	一六、七〇〇円から六四、七〇〇円まで	六四、七〇〇円
県営粟屋住宅	三次市粟屋町	一一、三〇〇円から四八、六〇〇円まで	四八、六〇〇円
県営三次住宅	三次市島敷町	八、六〇〇円から一一、二〇〇円まで	一一、二〇〇円
県営王之段住宅	三次市島敷町	一四、三〇〇円から四二、一〇〇円まで	四二、一〇〇円
県営西三次住宅	三次市十日市西四丁目	一三、〇〇〇円から六五、〇〇〇円まで	六五、〇〇〇円
県営八次住宅	三次市南畑敷町	一四、七〇〇円から六八、三〇〇円まで	六八、三〇〇円
県営本町住宅	庄原市西本町二丁目	一一、五〇〇円から三四、二〇〇円まで	三四、二〇〇円
県営本町上野住宅	庄原市東本町一丁目	一三、五〇〇円から三七、八〇〇円まで	三七、八〇〇円
県営本町大蔵住宅	庄原市東本町四丁目	一五、二〇〇円から五四、九〇〇円まで	五四、九〇〇円

二 改良住宅

住宅の名称	位 置	家 賃 額	法定限度額(最高額)
県営長寿園南高層住宅	広島市中区西白島町	六、二〇〇円から二六、三〇〇円まで	二六、三〇〇円
県営小河内住宅	広島市西区小河内町二丁目	一三、七〇〇円から二二、六〇〇円まで	二二、六〇〇円
県営福島北住宅	広島市西区福島町一丁目	一三、二〇〇円から二二、一〇〇円まで	二二、九〇〇円
県営福島西住宅	広島市西区福島町一丁目	一三、三〇〇円から一八、五〇〇円まで	一八、五〇〇円

広島県告示第四百五号

公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)第二条第一項第四号に規定する平成十八年度の数値(以下「数値」という。)を広島県営住宅設置及び管理条例(平成九年広島県条例第十三号)第十四条第三項の規定によって、次のように定めた。
平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

区分	住宅の名称	位 置	数 値	備 考
公営住宅	県営舟入住宅	広島市中区舟入南三丁目	〇・九〇七六	
	県営吉島住宅	広島市中区吉島新町二丁目	〇・九一〇四	
	県営吉島東住宅	広島市中区吉島東一丁目	〇・八七八四	
	県営基町住宅	広島市中区基町	〇・八九三五	
	県営長寿園北高層住宅	広島市中区白島北町	〇・九一六三	改良後の住戸に適用
	県営新山住宅	広島市東区牛田新町三丁目	〇・九〇三一	
	県営牛田住宅	広島市東区牛田新町二丁目	〇・八八一四	
	県営牛田高層住宅	広島市東区牛田新町二丁目	〇・九四五七	
	県営平林住宅	広島市東区上温品四丁目	〇・八四五〇	
	県営宇品住宅	広島市南区宇品東一丁目	〇・八八七七	
	県営鯉港住宅	広島市南区宇品西二丁目	〇・九〇〇六	
	県営比治山住宅	広島市南区比治山本町	〇・九三九二	
	県営東観音住宅	広島市西区観音町	〇・九六三三	
	県営西観音住宅	広島市西区西観音町	〇・九〇二九	
	県営福島住宅	広島市西区福島町二丁目	〇・九三六七	一号館に適用
	県営青原住宅	広島市安佐南区祇園五丁目	〇・八八六七	一〇号館から二八号館までに適用
	県営西山本住宅	広島市安佐南区山本四丁目	〇・八五〇三	
	県営下大町住宅	広島市安佐南区大町西二丁目	〇・八二九〇	
	県営上安住宅	広島市安佐南区上安二丁目	〇・八七二一	
	県営第二上安住宅	広島市安佐南区上安二丁目	〇・八七二一	
	県営安佐住宅	広島市安佐南区上安五丁目	〇・八三三二	
	県営緑丘住宅	広島市安佐南区八木三丁目	〇・八一八三	
	県営梅林住宅	広島市安佐南区八木四丁目	〇・八二九一	
	県営城山住宅	広島市安佐南区八木五丁目	〇・八一三三	

県宮宮ヶ迫住宅	県宮昭和住宅	県宮此原住宅	県宮鍋山住宅	県宮豊栄住宅	県宮阿賀住宅	県宮警固屋住宅	県宮寺迫住宅	県宮登町住宅	県宮二河住宅	県宮平成ヶ浜住宅	県宮坂住宅	県宮西熊野住宅	県宮熊野住宅	県宮海田月見住宅	県宮海田住宅	県宮東海田住宅	県宮船越住宅	県宮あさひが丘住宅	県宮高陽住宅	県宮虹山住宅	県宮東山住宅	県宮別所住宅	
呉市焼山宮ヶ迫二丁目	呉市焼山政敵三丁目	呉市焼山此原町	呉市警固屋一丁目	呉市阿賀南一丁目	呉市阿賀南六丁目	呉市警固屋八丁目	呉市和庄一丁目	呉市和庄登町	呉市西中央四丁目	安芸郡坂町	安芸郡坂町	安芸郡熊野町	安芸郡熊野町	安芸郡海田町	安芸郡海田町	安芸郡海田町	広島市安芸区船越一丁目	広島市安佐北区あさひが丘五丁目	同落合四丁目、同真亀一丁目、同真亀四丁目、同真亀五丁目、同亀崎二丁目、同亀崎三丁目	広島市安佐北区龜山南四丁目	広島市安佐北区可部東一丁目	広島市安佐南区八木六丁目	
○・八四〇三	○・八三三八	○・八五〇七	○・九〇〇七	○・八六六七	○・九二四一	○・九一六一	○・八四一七	○・九〇〇九	○・九〇二八	○・九二六三	○・九八八一	○・九〇一九	○・九七二九	○・九三二九	○・八八七三	○・八八七七	○・八九一七	○・八三四八	○・七九三五	○・八〇九八	○・七九二六	○・七九一七	○・八一〇九
		一、二、三、四、五号館まで適用	一号館に適用										中層耐火構造の住宅に適用										

県宮須波住宅	県宮明神住宅	県宮七宝住宅	県宮倉之内住宅	県宮中之町住宅	県宮東町住宅	県宮西高屋住宅	県宮平岩住宅	県宮御園宇住宅	県宮諏訪住宅	県宮東栄住宅	県宮北栄住宅	県宮大竹住宅	県宮地御前住宅	県宮廿日市住宅	県宮玉の井住宅	県宮田の浦住宅	県宮第二丸子山住宅	県宮丸子山住宅	県宮成井住宅	県宮宮原住宅	県宮長浜住宅	県宮小坪住宅	県宮広住宅	県宮第三焼山住宅
三原市須波西町	三原市明神三丁目	三原市沼田東町	三原市中之町三丁目	三原市中之町二丁目	三原市東町三丁目	東広島市高屋高美が丘九丁目	東広島市西条町	東広島市西条町	東広島市西条東北町	大竹市東栄一丁目	大竹市北栄	大竹市玖波一丁目	廿日市市地御前一丁目	廿日市市阿品台東、同阿品台西	廿日市市六本松一丁目	竹原市本町二丁目	竹原市竹原町	竹原市竹原町	竹原市下野町	竹原市下野町	呉市広長浜三丁目	呉市広小坪一丁目、同広小坪二丁目	呉市広本町二丁目	呉市焼山東一丁目
○・八五七〇	○・八八八五	○・八六四五	○・九〇九二	○・九三〇九	○・八九五〇	○・九〇五四	○・八六五九	○・八六八二	○・八八四五	○・八八四六	○・九〇三八	○・八九三九	○・九〇七〇	○・九〇三一	○・九一三三	○・九三八四	○・八九三三	○・九五〇七	○・八九四八	○・八七九〇	○・八九〇六	○・八一二六	○・九一五九	○・八五一五
																			一号館に適用	一号館に適用				

県宮南泉住宅	県宮泉住宅	県宮港町住宅	県宮城東住宅	県宮室屋住宅	県宮小田浦住宅	県宮土生住宅	県宮高須住宅	県宮肥浜住宅	県宮向東住宅	県宮新高山住宅	県宮三美園住宅	県宮久保住宅	県宮栗原住宅	県宮吉和手崎住宅	県宮古浜住宅	県宮のぞみが浜住宅	県宮皆実住宅	県宮円一住宅	県宮宗郷住宅
福山市山手町五丁目	福山市山手町六丁目	福山市港町二丁目	福山市本町	尾道市因島中庄町	尾道市因島重井町	尾道市因島土生町	尾道市高須町	尾道市向東町	尾道市向東町	尾道市新高山二丁目、同新高山三丁目	尾道市美ノ郷町	尾道市防地町	尾道市栗原町	尾道市手崎町	尾道市古浜町	尾道市古浜町	三原市皆実五丁目	三原市円一町五丁目	三原市宗郷四丁目
○・八三四三	○・八八四三	○・八四一三	○・八四九二	○・九六〇六	○・九一〇六	○・九一五〇	○・九一九一	○・八七〇五	○・八四三一	○・八六五〇	○・八七二九	○・八六六四	○・八八五五	○・八九三三	○・九一四二	○・九〇四九	○・八七六一	○・九一七八	○・九〇三八
七八号館から八一 号館までに適用	九号館、一三号館、 一五号館、二五号館 及び二六号館に 適用	一号館から五号館 まで及び二七号館 に適用		高層耐火構造の住 宅に適用	中層耐火構造の住 宅に適用														

県宮小河内住宅	県宮長寿園南高層住宅	県宮本町大蔵住宅	県宮本町上野住宅	県宮本町住宅	県宮八次住宅	県宮西三次住宅	県宮王之段住宅	県宮三次住宅	県宮粟屋住宅	県宮高木住宅	県宮府中住宅	県宮南松永住宅	県宮神村住宅	県宮駅家住宅	県宮蔵王住宅	県宮城興ヶ丘住宅	県宮日吉台住宅	県宮引野住宅	県宮高屋住宅	県宮向ヶ丘住宅	県宮北美台住宅	県宮吉津住宅	
広島市西区小河内町一丁目	広島市中区西白鳥町	庄原市東本町四丁目	庄原市東本町一丁目	庄原市西本町二丁目	三次市南畑敷町	三次市十日市西四丁目	三次市畠敷町	三次市畠敷町	三次市粟屋町	府中市高木町	府中市土生町	福山市南松永町一丁目	福山市神村町	福山市駅家町	福山市南蔵王町六丁目	福山市城興ヶ丘	福山市日吉台二丁目	福山市引野町南一丁目	福山市引野町北四丁目	福山市水呑向丘	福山市北美台	福山市北吉津町三丁目	
○・九二二五	○・九六四二	○・八七〇六	○・八六六一	○・八九六三	○・八六三四	○・八二九七	○・八六八二	○・八四一四	○・七一五〇	○・八九一七	○・八五二五	○・八九九六	○・八三四四	○・八一三〇	○・八七三四	○・八四二六	○・八九五三	○・八一八六	○・九三七七	○・九〇五九	○・八五五九	○・八七三〇	○・八九八九
	改良後の住戸に適用																			三号館及び四号館に適用	一号館、二号館、 一五号館及び一六 号館に適用		

県営福島北住宅	広島市西区福島町一丁目	〇・九〇六八
県営福島西住宅	広島市西区福島町一丁目	〇・八九七八

広島県告示第四百六号

広島県県営住宅設置及び管理条例(平成九年広島県条例第十三号)第五十四条第一項及び第二項の規定によって、次の駐車場の使用料(以下「基本使用料」という。)及び高額所得者の駐車場の使用料(以下「高額所得者使用料」という。)を定めた。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

平成十八年四月一日に設置する県営住宅駐車場の基本使用料及び高額所得者使用料

駐車場の名称	位 置	基本使用料 (月額)	高額所得者使用料 (月額)
県営平成ヶ浜住宅駐車場	安芸郡坂町	三、〇〇〇円	三、八〇〇円
県営田の浦住宅駐車場	竹原市本町二丁目	一、四〇〇円	二、七〇〇円

広島県告示第四百七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定によって、県営住宅及び県営住宅駐車場(県営第二上安住宅及び県営平成ヶ浜住宅に係るものを除く。)の使用料徴収事務を次のとおり委託した。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 委託を受けた者

1 名称 広島県住宅供給公社

2 住所

広島市中区大手町二丁目一番一五号

二 委託した年月日(委託期間)

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

広島県告示第四百八号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第

二十八号)第三条の規定によって、県営住宅及び県営住宅駐車場(県営第二上安住宅及び県営平成ヶ浜住宅に係るものを除く。)の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定を受けた者

1 名称及び代表者の氏名

広島県住宅供給公社 理事長 田 宮 征 海

2 主たる事務所の所在地

広島市中区大手町二丁目一番一五号

二 指定した年月日

平成十八年四月一日

三 管理の期間

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

広島県告示第四百九号

管理委託港湾施設使用基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

管理委託港湾施設の使用基準の一部を改正する告示

管理委託港湾施設使用基準(平成十三年広島県告示第三百七十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

指定管理者等管理港湾施設使用基準

第一条中「県が」を「広島県港湾施設管理条例(昭和二十八年広島県条例第三十六号。以下「条例」という。)第十五条第三項に定める指定管理施設及び県が」に改める。

第二条第一号を次のように改める。

一 施設 指定管理施設及び県が株式会社ひろしま港湾管理センターに管理を委託する港湾施設をいう。

第二条中第五号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 指定管理者等 第四号に定める指定管理者及び前号に定める受託者をいう。

第二条中第四号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 指定管理者 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号)の定めるところにより知事が指定した法人その他の団体及びその職員をいう。

四 指定管理者 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号)の定めるところにより知事が指定した法人その他の団体及びその職員をいう。

四 指定管理者 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号)の定めるところにより知事が指定した法人その他の団体及びその職員をいう。

四 指定管理者 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号)の定めるところにより知事が指定した法人その他の団体及びその職員をいう。

四 指定管理者 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号)の定めるところにより知事が指定した法人その他の団体及びその職員をいう。

第三条中「広島県港湾施設管理条例(昭和二十八年広島県条例第三十六号。以下「条例」という。)」を「条例」に、「受託者」を「指定管理者等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(許可申請)

第三条の二 施設の使用許可を受けようとする者(以下「使用許可申請者」という。)は、規則第二条第一項に規定する使用許可申請書を管理者に提出しようとするときは、指定管理者等を経由して提出しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、使用許可申請者に対し、当該許可申請に対する使用許可の可否を判断するため、指定管理者等を経由して必要な書類の提出を求めることができる。

第七条第二項、第八条、第十三条及び第十四条第二項中「受託者」を「指定管理者等」に改める。

第十六条第一項第二号中「岸壁」の下に「及び海田マイナス五・五メートル岸壁」を加え、同項第四号中「廿日市木材係船杭一号から四号」を「廿日市木材港一号係船杭から四号係船杭」に改め、同項に次の二号を加える。

五 出島マイナス十四メートル岸壁及び出島マイナス七・五メートル岸壁
六 箕島三号岸壁及び箕沖マイナス十メートル岸壁
第十六条第二項を次のように改める。

2 パース会議を開催する日時及び場所は、管理者が別に定めるものとする。
第十六条第三項中「開催日」を「原則として開催日」に改める。

砂・砂利	海田マイナス五・五メートル岸壁 五日市マイナス五・五メートル岸壁
	昭北新開物揚場

を
「砂・砂利
海田マイナス五・五メートル岸壁
五メートル岸壁」
に、

「コンテナ
海田マイナス七・五メートル岸壁
宇品外貿埠頭第三
パース 同第五パース 出島東一号岸壁」
を

「コンテナ
海田マイナス七・五メートル岸壁
宇品外貿埠頭第三
パース 同第五パース 出島東一号岸壁
出島マイナス七・五メートル岸壁」
に改め、

同表福山港の項中
「砂・砂利
箕沖一号岸壁
コンテナ
箕沖三号岸壁」
を

「砂・砂利
箕島一号岸壁
コンテナ
箕島三号岸壁 箕沖マイナス一〇メートル岸壁」
に改め、同表尾道系崎港の項

中
「砂・砂利
天保山物揚場
コンテナ
南松永西マイナス四・五メートル岸壁」
を

「砂・砂利
天保山物揚場」
に改め、同条に次の二項を加える。

2 広島港観音旅客棧橋に係留できる船舶及び係留できる時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要と認められた場合は、この限りでない。

係留できる船舶	係留できる時間
旅客船、海上タクシー	午前一〇時から日没までの間

3 広島港観音旅客棧橋を使用しようとする者は、あらかじめ規則第一条第一項に規定する使用許可申請書を提出して、管理者の許可を受けなければならない。
第十九条第二項中「て、受託者を経由して管理者に申請し」を削る。
第二十条を次のように改める。

第二十条 削除
第二十一条中「受託者」を「指定管理者」に改める。
第二十四条を次のように改める。

(誓約書の提出)

第二十四条 小型船舶特定係留施設の使用許可申請者は、当該使用許可申請時に管理者及び指定管理者に対し別記様式による誓約書を提出するものとする。

第二十九条中「受託者」を「指定管理者」に改める。
第四十条(見出しを含む)中「受託者」を「指定管理者等」に改め、同条の表広島港の項中

宇品外貿岸壁 海田マイナス七・五メートル岸壁 海田マイナス五・五メートル岸壁 出島東一岸壁 出島西岸壁 廿日市マイナス七・五メートル岸壁 廿日市木材一岸壁 同二岸壁 廿日市昭南ドルフィン

宇品外貿岸壁 海田マイナス七・五メートル岸壁 海田マイナス五・五メートル岸壁 出島東一岸壁 出島西岸壁 廿日市マイナス七・五メートル岸壁 廿日市木材一岸壁 同二岸壁 廿日市昭南ドルフィン 出島マイナス一四メートル岸壁

同表福山港の項中

沖浦東岸壁 沖浦西岸壁 一文字岸壁 新涯一岸壁 新涯二岸壁 新涯一岸壁 新涯二岸壁 新涯三岸壁 新涯一岸壁 新涯二岸壁 新涯三岸壁

沖浦東岸壁 沖浦西岸壁 一文字岸壁 新涯一岸壁 新涯二岸壁 新涯三岸壁 新涯一岸壁 新涯二岸壁 新涯三岸壁

別記様式中「管理施設使用標準」を「指定管理施設使用標準」に、「受託者」を「指定管理者」に、「株式会社ひろしま港湾管理センター代表取締役」を「指定管理者」に改める。

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

広島県告示第四百十号

広島観音マリーナ使用基準の一部を改正する告示を次のように定める。
平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島観音マリーナ使用基準の一部を改正する告示
広島観音マリーナ使用基準(平成九年広島県告示第五百十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「県」を「第四号に定める指定管理者」に改める。

第二条第四号を次のように改める。
四 「指定管理者」とは、マリーナ施設について広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号)の定めるところにより知事の指定を受けた法人その他の団体をいう。

第二条第七号及び第八号並びに第三条から第五条までの規定中「受託者」を「指定管理者」に改める。
第六条中「知事」を「指定管理者」に改める。

第七条から第九条までの規定及び第十一条中「受託者」を「指定管理者」に改める。
第十三条中「及び県」を「並びに県及び指定管理者」に、「県からの」を「県又は指定管理者からの」に、「県に対する」を「県又は指定管理者に対する」に改める。

第十四条第二項中「及び県」を「並びに県及び指定管理者」に改め、同項第一号及び第二号中「県」を「県又は指定管理者」に改め、同条第三項中「その旨を」の下に「指定管理者」を加え、同条第四項中「知事」を「指定管理者」に改める。

第十七条中「知事」を「指定管理者」に改める。

第十九条中「及び県」を「並びに県及び指定管理者」に、「県から」を「県又は指定管理者から」に、「県に対する」を「県又は指定管理者に対する」に改める。

第二十条から第二十三条までの規定中「受託者」を「指定管理者」に改める。

第二十四条及び第二十六条中「知事」を「指定管理者」に改める。

第二十九条から第三十一条までの規定中「受託者」を「指定管理者」に改める。

附則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

広島県告示第四百十一号

平成十七年広島県告示第千三百号(広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施設)の一部を次のように改正する。

平成十八年四月一日

表広島港の部係留施設の款中
広島県知事 藤 田 雄 山

宇品東棧橋	広島市南区宇品海岸一丁目一三〇八番四地先	を
通船棧橋	地先	

宇品東棧橋	広島市南区宇品海岸一丁目一三〇八番四地先	に改める。
通船棧橋	地先	
観音旅客棧橋	広島市西区観音新町一八七四番八六地先	

広島県告示第四百十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定によって、港湾施設及びマリーナ施設の使用料及び入港料の徴収事務を次のとおり委託した。

なお、平成十五年広島県告示第四百九十号(港湾施設及びマリーナ施設の使用料及び入港料の徴収事務の委託)は、平成十八年三月三十一日廃止した。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 委託した使用料及び入港料の徴収事務

1 平成十七年広島県告示第千三百号(広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施設)で定める港湾施設及び次に掲げる施設に係る通常使用料及び目的外使用料の徴収事務

(広島港)

係留施設	施設の種類	施設名	所在地	備考
	昭南岸壁		廿日市市木材港南一三四六番地先 一三五〇番地先	国有施設
	廿日市マイナス七・五メートル岸壁		広島市佐伯区五日市港四丁目一四番	国有施設
	出島マイナス一四メートル岸壁		広島市南区出島二丁目一番七五地先	国有施設
	宇品外貿埠頭岸壁第一バース		広島市南区宇品海岸三丁目四番九外地先	国有施設
	宇品外貿埠頭岸壁第二バース		広島市南区宇品海岸三丁目四番九三外に接する国有地地先	国有施設
	宇品外貿埠頭岸壁第三バース		広島市南区宇品海岸三丁目一三〇四番一九外地先	国有施設
	宇品外貿埠頭岸壁第四バース		広島市南区宇品海岸三丁目一三〇四番二〇外地先	国有施設
	宇品外貿埠頭岸壁第五バース		広島市南区宇品海岸三丁目一三〇三番二一	国有施設
	海田マイナス七・五メートル岸壁		安芸郡坂町北新地三丁目二〇三七番 広島市安芸区矢野新町二丁目二一外	国有施設
	廿日市一号ドルフィン		廿日市市木材港南一三四四番地先	国有施設
	廿日市二号ドルフィン		"	国有施設
	廿日市三号ドルフィン		"	国有施設
	廿日市四号ドルフィン		"	国有施設
	五日市マイナス七・五メートル岸壁		広島市佐伯区五日市港三丁目一番	国有施設
	五日市マイナス一メートル岸壁		広島市佐伯区五日市港三丁目一番	国有施設

2

次に掲げる施設に係る目的外使用料の徴収業務

(広島港)

係留施設	施設の種類	施設名	所在地	備考
	観音マリーナ第一バースから第七バースまで		広島市西区観音新町四丁目一八七四番八六地先海面	
	観音マリーナビジター棧橋		"	
	観音マリーナサービス棧橋		"	
	観音マリーナディングー棧橋		"	
	マリーナ物揚場		"	
	マリーナ船揚場		"	
	マリーナ駐車場		広島市西区観音新町四丁目一八七四番八五	
	観音マリーナ上下架施設		広島市西区観音新町四丁目一八七四番八六	

(福山港)

係留施設	施設の種類	施設名	所在地	備考
	箕沖マイナス一〇メートル岸壁		福山市箕沖町一〇八番二地先	国有施設
	南松永西三号岸壁		福山市南松永町四丁目七四番地先 七六番地先	国有施設

(尾道糸崎港)

係留施設	施設の種類	施設名	所在地	備考
	五日市マイナス二メートル岸壁		広島市佐伯区五日市町地先	国有施設
	宇品外貿コンテナヤード		広島市南区宇品海岸三丁目一三〇三番一七	国有施設
	新八幡川橋		広島市佐伯区海老山南二丁目一七番一地先	国有施設

南防波堤		"	
西防波堤	広島市西区観音新町四丁目二八七四番八六地先	"	
西突堤、東突堤	広島市西区観音新町四丁目二八七四番八四地先	"	
昭北新開二号護岸	廿日市市木材港北一〇七一番	"	
廿日市貯木場五号護岸	廿日市市木材港南一三三〇番	"	
廿日市貯木場二号護岸	"	"	
廿日市貯木場一号護岸	廿日市市下平良字榎窪三三七一七番一	"	
昭南新開一四号護岸	廿日市市木材港南一三四一番地先海面	"	
昭南新開三号護岸	廿日市市木材港南一三四八番地先海面	"	
昭南新開二号護岸	廿日市市木材港南一三四五番地先海面	"	
昭南新開一号護岸	廿日市市木材港南一三四八番、一三五一番地先海面	"	
昭北新開一七号護岸	廿日市市木材港北一〇八一番九、一〇八四番二外	"	
廿日市木材港分離堤一	廿日市市木材港南一三四四番地先海面	"	
廿日市木材港第四防波堤	廿日市市木材港北一〇八五番地先海面	"	
廿日市木材港第三防波堤	"	"	
廿日市木材港第二防波堤	"	"	
観音南六号、七号護岸	廿日市市木材港第一防波堤面 一三四六番地先海面、一三四五番地先海面	"	
観音南三号から五号護岸	"	"	
港湾環境整備施設	観音マリーナイベント広場	"	
保管施設	観音マリーナボートヤード	"	
	観音マリーナボートヤード	"	
	観音マリーナデインギータワー	"	
	観音マリーナデインギータワー	"	
	上屋	"	
	観音マリーナデインギータワー	"	
	観音マリーナデインギータワー	"	

(福山港)

東浮防波堤		"
出島西四号護岸	広島市南区出島二丁目一番二二地先	
出島西七号護岸	広島市南区出島二丁目三五番	

(尾道系崎港)

施設の種類	施設名	所在地番
外郭施設	一文字一号護岸から五号護岸まで	福山市一文字町一〇二八番地先、一〇三二番二地先
	沖浦一号護岸から二一四号護岸まで	福山市引野町沖浦五八四五番、五八三一番、五八二六番、五八二五番二
	新涯一号護岸から四号護岸まで	福山市箕島町四五六番二四地先
	箕島一号、二号護岸	"
	白茅一号護岸から三三号護岸まで	福山市鞆町後地字白茅二六番一〇八地先、二六番二二地先

(尾道系崎港)

施設の種類	施設名	所在地番
外郭施設	天保山三号護岸から五号護岸まで	福山市松永町一〇八番一五地先、一一〇八番一六地先
	南松永B、C護岸	福山市南松永町四丁目六二番地先
	南松永西一号、二号取付護岸	福山市南松永町四丁目七二番地先、七六番地先
	南松永一号、二号防波堤	福山市南松永町四丁目七番地先
	柳津東護岸	福山市柳津町字市場沖一四三七番
	柳津二号防波堤	福山市柳津町字市場沖一四三七番地先

3 広島港、福山港及び尾道系崎港（福山市の区域に限る。）に係る入港届の受理及び入港料の徴収事務委託を受けた者

- 1 名称
- 2 住所
- 株式会社ひろしま港湾管理センター

三 委託した年月日
平成十八年四月一日
広島市南区宇品海岸一丁目二三番一三号

広島県告示第四百十三号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定によつて、包括外部監査契約を締結した。
平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 包括外部監査契約の期間

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用及び執務費用とする。

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 品 川 眞知子

住所 広島市中区住吉町一一番一六号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約の定めるところによる。

議 会 事 務 局 告 示

議会事務局告示第一号

広島県議会事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成十八年四月一日

広島県議会議長 新 田 篤 実
広島県議会事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程

広島県議会事務局の組織に関する規程（昭和三十二年十二月十五日制定）の一部を次のように改正する。

第六条第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「広島県議会情報公開審査会」を「広島県議会情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 広島県議会個人情報保護条例（平成十七年広島県条例第六十六号）に関すること。

附 則
この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

広島県選挙管理委員会告示第十五号

広島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成十八年四月一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

広島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

広島県選挙管理委員会規程（昭和三十六年選挙管理委員会告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表広島支局の項中「佐伯郡」を削り、同表東広島支局の項中「瀬戸田町を除く。」を削り、同表尾三支局の項中「豊田郡のうち瀬戸田町」を削り、同表福山支局の項中「深安郡」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

広島県選挙管理委員会告示第十六号

広島県選挙管理委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成十八年四月一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

広島県選挙管理委員会公印規程の一部を改正する規程
広島県選挙管理委員会公印規程（昭和五十一年選挙管理委員会告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表5の項中 「~~広島県選挙管理委員会~~」及び
「~~広島県選挙管理委員会~~」を削る。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

広島県選挙管理委員会告示第十六・二号

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法による選挙運動等に関する規程(昭和三十四年選挙管理委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

別記第二十二号様式中「調整手当支給地域」を「地域手当支給地域」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。